

畜 第 895 号  
令和 5 年 2 月 9 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長  
岩手県農業共済組合組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県知事 達増 拓也

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、本年 10 月 28 日に今シーズン初の発生が確認されて以降、2 月 3 日までに 25 道県 74 事例の発生が確認されています。野鳥においても全国的に本病ウイルスの検出が続いており、本県においても一関市、花巻市及び盛岡市の死亡野鳥で本病ウイルスが検出され、環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き、発生予防及び万一の発生時における早期封じ込めのための迅速なまん延防止を徹底するなど、最大限の警戒をもって対応する必要があります。農林水産省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒の実施など病原体の侵入防止対策を徹底するようお願いいたします。

【農林水産部畜産課振興・衛生担当 山岸竜馬（電話 019-629-5729）】



岩手県農林水産部長 殿 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、本年 10 月 28 日に今シーズン初の発生が確認されて以降、本日までに 25 道県 70 事例の発生が確認されており、引き続き、発生予防及び万一の発生時における早期封じ込めのための迅速なまん延防止を徹底するなど、全国的に最大限の警戒をもって対応する必要があります。

本日、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 82 回家きん疾病小委員会及び令和 4 年度第 1 回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合が開催され、発生状況及び疫学調査チームによる調査内容に関する議論を踏まえ、別添のとおり「高病原性鳥インフルエンザの継続発生を踏まえた今後の防疫に関する提言」が取りまとめられました。

本病の防疫対策については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）、「高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について」（令和 4 年 11 月 28 日付け 4 消安第 4669 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、家きん農場等への指導をお願いしているところですが、本日取りまとめられた提言を踏まえ、改めて、下記のとおり、家きん農場、関係団体、関係事業者等に対して本病の発生予防及びまん延防止について指導いただくようお願いします。

### 記

#### 1 提言を踏まえた今後の防疫対応

##### (1) 家きん農場における対策

今シーズンの発生農場においては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日

農林水産大臣公表。以下「指針」という。)に基づき農場単位での全羽殺処分等のまん延防止措置を迅速に実施できており、早期封じ込めにより発生農場と隣り合った農場であっても徹底した飼養衛生管理により感染が広がっていない事例もある。このため、引き続き、飼養衛生管理の徹底による発生予防、早期発見・早期通報、迅速なまん延防止措置を適確に実施することが重要である。

このことを踏まえ、本病の今後の発生予防及びまん延防止対策については、令和4年11月28日の家きん疾病小委員会による「高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた緊急提言」に基づき、引き続き、消毒、衣服・長靴交換、野生動物対策等を含めた飼養衛生管理について農場従業員を含む関係者が徹底するとともに、今般の疫学調査結果を踏まえ確認された以下の点にも留意する必要がある。

- ① 近隣農場で共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染に注意すること。
- ② 普段目が届きにくい場所（鶏舎屋根上に設置された入気口（モニター）、鶏舎天井裏等）について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うこと。

なお、昨シーズンは、2月以降、渡り鳥の北帰行に伴って北海道・東北地方で発生が多く確認されたことから、特に北海道・東北地方の各道県では、引き続き厳重な警戒が必要である。

## (2) 野鳥における対策

今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、さらにカラス等の留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想される。

このため、今後、留鳥を含む野鳥（カラス等）や小型野生動物（ネコ、イタチ等）に起因するウイルスの拡散防止に向けた取組を徹底していく必要がある。家きんへの感染防止の観点から家きん農場周辺では特にこれらの取組に注意が必要である。

- ① 本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為は控えること。
- ② 野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に処分すること。
- ③ 同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合には、自治体に速やかに連絡すること。

## 2 その他

合同会合においては、大規模農場における防疫措置に関して以下言及され

ていることから、大規模農場との情報交換等により認識共有を図ることが重要である。

- (1) 発生時においては、農場の規模の大小に関わらず、引き続き、同一農場内の全羽殺処分を含め、まん延防止のための万全の防疫措置の実施が必要である。一方で、人・物が出入りする機会が多く、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなることも踏まえながら、大規模農場における対応として、例えば、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことについては、現場で検討し得るものと考えられる。
- (2) 家伝法上、発生時のまん延防止について、家畜の所有者が第一義的責任を有していることを認識し、例えば、指針において、都道府県の指導の下、大規模農場が策定することとなっている防疫措置に係る対応計画は、大規模農場も防疫作業に協力する計画とするよう心掛けること。